

だいさんじぎのわんし おやかていじりつぞくしんけいかく
第三次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画

がいようばん
概要版

<計画期間：平成30年度～平成34年度>



すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト

けいかく もくてき
計画の目的

本計画は、『第二次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画』が平成29年度をもって計画期間満了を迎えることから、本市におけるひとり親家庭等を取り巻くこの間の環境変化やニーズを捉えつつ、国の法制度や今後の動向にも着目し、経済的支援のみならず、就労支援や育児・生活支援、相談事業の充実等、ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図ることを目的とした『第三次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画』を策定するものです。

平成30年3月
宜野湾市



本計画は、様々な場面において支援を必要とするひとり親家庭等に対し、就業支援の更なる拡充と、きめ細かな福祉サービスの推進とに主眼を置いて、行政や当事者団体、地域等、多様な資源の活用を図る中で、各種支援策を総合的に展開していきます。



基本目標1

相談・情報提供体制の強化

ひとり親家庭等の抱える多岐にわたる課題に対してきめ細かな対応ができるよう、母子・父子自立支援員をはじめとした相談対応職員のスキルアップ等により相談窓口や情報提供の充実を図るとともに、関連セクション・関連機関同士の連携・調整の実施を通し、各種サポート・サービスに適切につないでいくことのできる体制構築をめざします。

加えて、各種制度や事業の情報が必要な方に必要な時に提供できるよう、ホームページの充実やタイムリーな情報提供に努めます。また、ひとり親家庭等が地域の中で安心して生活していけるよう、母子寡婦福祉会の加入促進・育成支援や、当事者同士の交流の場の周知・利用促進を図り、当事者同士の支え合いを強化していきます。ひとり親家庭等については健康不安を抱えている方が多い状況も懸念されることから、健康管理に関する情報提供や健康相談等の実施に努めます。

施策	対象	担当課・関係課
1) 相談窓口・情報提供の強化		
①母子・父子自立支援員の周知・資質向上★	母子・父子・寡婦	児童家庭課
②各種広報媒体を用いた情報提供の強化	母子・父子・寡婦	児童家庭課・秘書広報課・IT推進室
③職員の資質向上及び体制の強化	母子・父子・寡婦	児童家庭課
2) 関連機関等との連携、当事者団体の育成		
①母子寡婦福祉会の普及・育成支援★	市母子寡婦福祉会・母子・父子・寡婦	児童家庭課
②地域における支援体制の強化	母子・父子・寡婦	児童家庭課・福祉総務課・市民生活課
③ひとり親家庭情報交換事業（おしゃべり会）の実施	母子・父子・寡婦	児童家庭課
④多様なネットワークづくりへの支援	母子・父子・寡婦	児童家庭課
3) 健康相談等の強化		
①健康上の支援が必要なひとり親家庭の早期発見・早期支援の実施	母子・父子・寡婦	児童家庭課・健康増進課・障がい福祉課・教育委員会指導部
②寡婦家庭に対する健康相談等の強化	寡婦	児童家庭課・健康増進課
③思春期における総合的な健康支援	主に中学生・母子・父子	健康増進課・児童家庭課・教育委員会指導課・市民協働推進課

★は重点施策





基本目標2 こども およ せいかつしえん 子育て及び生活支援

就労による自立をめざす前提として、子育てとの両立を図ることができるよう、認可保育所への入所選考に際し、優先的取扱いの継続実施をはじめ、ファミリー・サポート・センター事業等の周知及び利用者負担軽減策の充実に努めるなど、各種子育て支援策の充実に努めます。加えて、ひとり親家庭の児童に対する学習支援や進学相談といった学習支援策を継続します。また、離婚等により生活環境が大きく変化する激変期においては、住宅といった生活の場に困窮することから、市営住宅や民間賃貸住宅に入居しやすい条件整備に努めるとともに、母子家庭への総合的な支援とDV被害者の支援に資する母子生活支援施設の整備検討を図るなど、自立に向けた生活支援を行います。

施策	対象	担当課・関係課
1) 子育て支援の強化		
①保育所への入所選考時の優先的取扱い等の実施	保育を必要とする児童(就学前)を持つ子育て世帯	子育て支援課・こども企画課
②認可外保育施設利用料の負担軽減の実施(新規)	児童扶養手当または母子・父子家庭等医療費助成の受給世帯	子育て支援課
③ファミリー・サポート・センター事業の強化及び利用者負担軽減の実施	市民(広報、全体交流会実施等)	こども企画課
	ひとり親世帯・生活保護受給世帯・市町村民税非課税世帯等(経済的困窮世帯を対象とした利用料金の一部補助等)	
④地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業による子育て相談の強化	就学前の子を持つ子育て世帯	子育て支援課・こども企画課
⑤放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の推進及び利用負担軽減の実施★	保護者が労働等で昼間家庭にいない就学児童を持つ子育て世帯	こども企画課
⑥児童センターの充実(新規)	保護者が労働等で昼間家庭にいない就学児童を持つ子育て世帯	こども企画課
⑦学習支援事業の実施★	母子・父子家庭の中学生	児童家庭課
	生活保護世帯の中学生・準要保護世帯で非課税世帯の中学3年生・非課税世帯の過卒生	生活福祉課
⑧子どもの居場所づくりの実施及び子ども支援員の配置(新規)	子どものいる世帯	生活福祉課
2) 生活の場の支援強化		
①市営住宅入居者決定時における優先入居枠の確保	母子・父子(多子の世帯)	建築課
②民間賃貸住宅を活用した住居確保等支援★	母子・父子	児童家庭課
	困窮世帯	生活福祉課
③母子生活支援施設の設置★	母子	児童家庭課
3) 日常生活支援の強化		
①日常生活支援事業の利用促進	母子・父子・寡婦	児童家庭課
②ショートステイ・トワイライトステイの実施★	18歳未満の児童	児童家庭課

★は重点施策



基本目標3 しゅうぎょう たい しえん 就業に対する支援

職業能力開発に向けた各種支援策の実施を継続するとともに、沖縄県母子家庭等就業・自立支援センターや公共職業安定所、市内の産業関連セクション等といった関係機関との連携強化により、ひとり親が安定した就労に結びつくよう、就業面での支援体制の充実を進めます。さらに、母子・父子自立支援員による各人の状況に応じた自立・就業支援のためのプログラムの策定により、就業に向けた子育てなどとの両立における不安の解消のための支援を実施します。また、ひとり親家庭等が働きやすい就業環境等といった受け皿の確保をめざし、商工会や企業を対象に国や県の補助メニュー等の各種制度の情報提供に努めます。

施策	対象	担当課・関係課
1) 就業に対する相談支援体制、情報提供の強化		
①母子・父子自立支援員による相談・情報提供の強化★	母子・父子・寡婦	児童家庭課
②母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施	母子・父子 (生活保護受給者は除く)	児童家庭課
③「生活保護受給者等就労自立促進事業」の推進★	児童扶養手当受給者・ 生活保護受給者・ 住宅手当受給者	児童家庭課・生活福祉課
2) 就業に向けた能力開発に対する支援		
①自立支援教育訓練給付金の実施	母子・父子	児童家庭課
②高等職業訓練促進給付金事業の実施	母子・父子	児童家庭課
③就労支援講座等の案内の充実と受講促進★	母子・父子・寡婦	産業政策課・児童家庭課
3) 受け皿の確保に向けた支援		
①市内事業所への広報・啓発活動の推進	市内事業所	産業政策課・児童家庭課
②ひとり親家庭等の雇用に向けた各種制度の活用促進	市内事業所	産業政策課
③子育て等と両立しやすい市内事業所の環境整備	市内事業所	産業政策課・こども企画課

★は重点施策





基本目標4 自立に向けた経済支援

児童扶養手当制度や母子寡婦福祉資金貸付等が生活の安定と自立の助長に有効につながるよう、周知の徹底を図ります。特に、緊急的な対応が求められる困窮世帯等については、宜野湾市社会福祉協議会等の関係機関との連携により支援に努めます。また、母子及び父子家庭等医療費助成制度の継続と充実に努めます。

施策	対象	担当課・関係課	
1) 各種経済支援策の普及			
① 社会保障制度・社会資源の活用	母子・父子 (各種手当等)の周知等	児童家庭課・生活福祉課	
	大学生(大学院生及び短期大学生含む)専修学校生(奨学金貸与)	教育委員会総務課	
	小・中学生(就学援助の継続)	教育委員会学務課	
	② 児童扶養手当制度の周知及び自立支援の働きかけ	母子・父子	児童家庭課
	③ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度についての情報提供・利用促進	母子・父子・寡婦	児童家庭課・産業政策課
④ 母子及び父子家庭等医療費助成の普及、自動償還払制度の導入	母子・父子 (自動償還払制度の実施)	児童家庭課	
⑤ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施(新規)	母子・父子	児童家庭課	
2) 多様な生き方と自立を促進するための働きかけ			
① 制度の公平性担保に向けた働きかけ	非婚母子等	児童家庭課	



基本目標5 養育費の確保

養育費の確保に向け、広く市民に対して広報・啓発活動を実施するなど積極的なアプローチを実施することにより社会的な気運を高めていくとともに、離婚届提出時等における適切な情報提供を図ります。また、養育費に関する相談支援に適切に対応できるよう、相談担当職員への研修機会の確保を図るとともに、養育費確保に向けた法律相談等の相談の機会の確保やその情報提供に努めます。

施策	対象	担当課・関係課
1) 養育費に関する情報提供		
① 養育費についての広報・啓発活動の実施	市民	児童家庭課
② 離婚届提出時等における適切な情報提供の強化	父・母	児童家庭課・生活福祉課・市民課
③ 対応する職員への研修等の実施	父・母	児童家庭課・生活福祉課・市民課
2) 相談支援の充実		
① 特別相談事業の活用促進	母子・父子	児童家庭課・生活福祉課・市民生活課
② 母子・父子自立支援員等による相談支援の強化★	母子・父子	児童家庭課
③ 無料法律相談の周知・相談機会の拡充	市民	市民生活課・児童家庭課

★は重点施策

じゅうてんしさく
重点施策

本計画で位置づける施策のうち、重点的・優先的に推進すべき取り組みについて、重点施策として位置付けます。



『親』の自立支援

本計画では、ひとり親家庭等の自立を促進していくため、就業支援の更なる拡充と、きめ細かな福祉サービスの推進とに主眼を置いて、多様な資源の活用を図る中で各種支援策を総合的に展開していくことを基本姿勢として掲げています。

「真の自立」を実現していくためにも、相談や情報提供の中心となる母子・父子自立支援員の更なる活用を促進していくとともに、当事者同士の支え合いや仲間づくりを支えていくことが大切です。また、第二次計画で充分に取り組んでいくことができなかった母子生活支援施設について改めて設置に向けた取り組みを進めていくなど、住まいの確保に向けて取り組みを充実させていくとともに、就労に向けて相談やマッチング、資格取得の支援等、生活基盤の安定を図っていく必要があります。こうした視点をもとに、下記の施策について、重点的に取り組んでいくものとします。

施策内容	施策の該当部分
<p>★ 母子・父子自立支援員の周知・資質向上</p> <p>ひとり親家庭等が抱える様々な問題・相談に対し、必要かつ適切な助言及び情報提供を行うための総合的な相談窓口としての役割を担う「母子・父子自立支援員」について周知を図るとともに、相談（予約制）の利用を促進してきます。また、母子・父子自立支援員の資質向上に努めます。</p>	基本目標（１）-１）-①
<p>★ 母子寡婦福祉会の普及・育成支援</p> <p>市公共団体育成補助金の継続的活用により、市母子寡婦福祉会活動の充実・育成支援に努めるとともに、案内チラシの設置・配布、児童扶養手当現況届期間や随時窓口などでの会の紹介や活動成果の周知等を通じ、新規会員の加入促進に努めます。また、市母子寡婦福祉会と連携して取り組むことのできる新規事業の実施を検討し、会員獲得に繋げていきます。</p>	基本目標（１）-２）-②
<p>★ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進及び利用者負担軽減の実施</p> <p>保護者負担金が高いため利用していない潜在的待機児童の解消等を目的とした利用料の一部助成について、周知に努めつつ継続して実施します。また、上限額や対象範囲等の拡充を検討します。また、公営のクラブについては、保護者の就労状況を調査し、開所時間延長を検討します。加えて、新たな児童センターの整備に際して、公営のクラブの設置を検討していきます。</p>	基本目標（２）-１）-⑤
<p>★ 民間賃貸住宅を活用した住居確保等支援</p> <p>住宅に困窮しているひとり親世帯で、自立を目指すひとり親家庭に対し、一定期間民間賃貸住宅を提供し、就労・子育て支援を行う「ひとり親家庭生活支援事業」の継続実施に努めます。</p> <p>離職等により経済的に困窮し、住居を失う、又は失うおそれのある者に対しては、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給による支援を行います。</p> <p>保証人がいないため民間賃貸住宅の入居が困難な世帯を支援するため、居住サポート事業について、ひとり親家庭を対象にしていくことを検討していきます。</p>	基本目標（２）-２）-②
<p>★ 母子生活支援施設の設置</p> <p>母子家庭の母と子を入所させて保護するとともに、自立に向け支援するための母子生活支援施設の設置について、先進事例を研究し、公設以外の方法も含めて整備に向けて取り組みます。</p>	基本目標（２）-２）-③
<p>★ 母子・父子自立支援員による相談・情報提供の強化</p> <p>就業に関する相談や適切な情報の提供を強化します。そのためにも、県内外で実施される研修会を活用し、各種支援メニューや講座、県・市の就業に関する情報を把握します。</p> <p>また、母子家庭等就業・自立支援センターやハローワークと連携した情報提供を行うとともに、通常時及び諸手当現況届時などにおいて、各機関のチラシ配布による周知に努め、相談窓口等の利活用を促進します。</p>	基本目標（３）-１）-①
<p>★ 「生活保護受給者等就労自立促進事業」の推進</p> <p>ハローワークとの連携のもと支援プランを作成し、就労支援メニューを実施します。ハローワークへ同行し、求職登録したり、履歴書の書き方や面接の練習などを行い、就労に向けた支援を行います。ハローワークで実施している企業実習等、本採用に向けたインターンシップに関する事業の情報提供を行うとともに、活用促進を図ります。</p>	基本目標（３）-１）-③

★ 就労支援講座等の案内の充実と受講促進

基本目標（3）-2）-③

沖縄県や母子家庭等就業・自立支援センター、県母連等が主催する就労支援講座や市で実施する就労支援講座の情報提供をし、受講の機会を確保します。

講座開催については、積極的な情報収集に努め、産業政策課と児童家庭課で情報の共有化を図り、受講を促進します。周知方法については、携帯電話等の活用を検討します。（再掲）



『子ども』に対する支援



ひとり親家庭の児童においては、精神面や経済面で不安定な状況に置かれたり、養育支援が求められる場合がみられます。進学や進学の意欲を持つ子どもへの教育支援や進学支援を通して健全育成を図るとともに、児童の権利を守るためにも養育費の確保に資するよう、下記の施策について重点的に取り組んでいくものとしします。

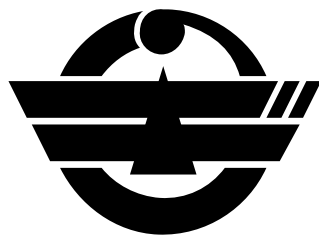
施策内容	施策の該当部分
★ 学習支援事業の実施	基本目標（2）-1）-⑦
ひとり親家庭の児童については、経済面で不安定な状況におかれることにより、学習や進学の意欲低下や十分な教育が受けられないことが懸念されていることから、安心できる居場所の提供とともに、学習支援や進学相談に取り組み、その拡充を検討します。	
★ ショートステイ・トワイライトステイの実施	基本目標（2）-3）-②
児童の養育が一時的に困難になった時に児童を児童福祉施設で養育するショートステイ事業について、母子生活支援施設の設置に向けた取り組みも勘案しつつ、多様な実施方策を検討します。また、恒常的に帰宅が遅い場合に夕方から夜間にかけて児童福祉施設等で養育するトワイライトステイ事業についても、同様に実施方策を検討します。	
★ 母子・父子自立支援員等による相談支援の強化	基本目標（5）-2）-②
母子・父子自立支援員等による、養育費に関する相談を強化します。女性相談事業との連携のもと、離婚前などから養育費の確保に向けた相談・調整等の支援を行います。また、養育費取得支援の実施に取り組みます。	



もくひょうしひょう せってい 目標指標の設定

本計画で位置つけた基本目標の達成度を確認するため、計画評価の際の確認項目となる目標指標を以下のように設定します。

基本目標	目標指標の内容	現状 (2017年度)	5年後の姿 (2022年度)
基本目標1： 相談・情報提供体制の強化	①母子・父子自立支援員の認知度を高める	60.5%	80%
基本目標2： 子育て及び生活支援	②子どもの学習支援事業の利用割合を増やす	1.6%	15%
基本目標3： 就業に対する支援	③常用勤労者の割合を高める	48.5%	50%
基本目標4： 自立に向けた経済支援	④経済的支援制度の認知度を高める	27.3%	30%
基本目標5： 養育費の確保	⑤養育費を受け取っている方（定期的十時々）の割合を増やす	14.9%	25%



第三次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画 概要版

平成 30 年 3 月 発行

発行：宜野湾市 福祉推進部 児童家庭課

沖縄県宜野湾市野嵩一丁目 1 番 1 号

電話 (098) 893-4411 (代表)